

設計業務名 三重大学（高野尾等）研究棟等新営その他設計業務

参加表明書及び技術提案書の提出に関する

説 明 書

国立大学法人三重大学施設部

令和6年1月26日

# 説 明 書

三重大学（高野尾等）研究棟等新営その他設計業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に関する詳細は下記によるものとする。

## 記

- 1 公 示 日 令和6年1月26日（金）
- 2 発 注 者 契約担当  
国立大学法人三重大学 学長 伊 藤 正 明
- 3 調達機関番号 415◎所在地番号 24
- 4 品目分類番号 42
- 5 担 当 部 局 〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577  
三重大学施設部施設企画チーム総務担当  
電話 059-231-9036  
Mail si-somu@ab.mie-u.ac.jp
- 6 業 務 概 要
  - (1) 設計業務名 三重大学（高野尾等）研究棟等新営その他設計業務
  - (2) 業務内容 校舎（RC-610㎡）の改修設計，研究施設（RC-490㎡）及び温室（S1-600㎡，180㎡）の新営設計を行う。
  - (3) 履行期限 令和6年3月31日（日）  
ただし，財政法上の定めによる承認を得た場合は，令和6年7月31日（水）まで延長する予定である。  
ただし，各種申請業務以外の履行期限は，令和6年6月28日（金）とする。
  - (4) 業務の詳細説明 別添の「設計業務委託現場説明書」及び「設計業務委託特記仕様書」のとおり
  - (5) 本業務は，参加表明書及び技術提案書の提出等を電子入札システムにより行う。  
電子入札は，文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid02.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより，文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。  
なお，紙入札方式での参加は原則として認めない。但し，入札参加者にやむを得ない事情があり，電子入札システムにより難しいものは，発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることが出来る。紙入札方式の参加を希望する場合の申請に関しては，紙入札方式参加承諾願（様式）を発注者に対し，下記15（2）①に掲げる日までに提出し承諾を得ること。
- 7 参加表明書及び技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項  
別紙の「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」のとおり
- 8 受注資格の喪失  
本件業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等

を含む。以下同じ。)及び当該建設コンサルタント等と資本若しくは人事面において関連を有する製造業者及び建設業者は、本件業務に関するすべての建設業務の受注資格を失う。

9 技術提案書の提出者に要求される資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体又は次に掲げる条件を全て満たしている2者以上の者により構成される設計共同体であること。

- (1) 文部科学省における令和5・6年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格「建築関係設計・施工管理業務」の認定をうけている者であること。
- (2) 経営状況が健全であること。
- (3) 不正又は不誠実な行為がないこと。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

10 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは2/3】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは1/3】  
技術者数、技術力

11 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 担当予定技術者の能力【審査のウェイトは2/10】  
資格及び経験、同種又は類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針【審査のウェイトは2/10】  
業務内容の理解度・妥当性、大学との連携・業務に対する取組方針
- (3) 課題についての提案【審査のウェイトは5/10】  
提案の的確性、提案の実現性
- (4) 技術提案書の提出者の能力【審査のウェイトは1/10】  
技術者数、技術力

12 公示の写し 別紙なし

13 契約書の作成の要否等 要 別紙「設計業務委託契約書(案)」により契約書を作成する。

14 支払条件 業務委託料は、請求に基づき2回以内に支払う。

15 参加表明書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 記9(1)に掲げる資格を満たしていない者も参加表明書を提出することができるが、記18(2)①の提出期限の日において、当該資格を満たしていなければならない。
- (2) 参加表明書の提出期間、場所及び方法等
  - ① 提出期間 令和6年1月27日(土)から令和6年2月5日(月)(最終日は17時00分まで)
  - ② 提出場所 記5に同じ
  - ③ 提出方法 参加表明書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者

の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

電子入札における参加表明書の受付票は、参加表明書の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

④ 参加表明書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (2016形式以降で保存)
- ・Microsoft Excel (2016形式以降で保存)
- ・PDFファイル (AcrobatDC以降で保存)

(イ) 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記①の期間内に、記5まで持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。この場合、書類とは別に、(ア)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R、DVD-Rのいずれか1枚に保存し、提出すること。

※持参又は郵送で書類を提出する場合においても、参加表明書（様式）は電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。但し、紙入札として書類を持参又は郵送する場合は、参加表明書（様式）に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑤ 提出部数 1部

16 提出要請者の選定

- (1) 参加表明者が、記9に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記15(2)①の提出期限の日を基準日として行う。ただし、記9(1)に掲げる資格を満たしていない者であっても、記18(2)①の提出期限の日において当該資格を満たしていることを条件として、当該資格を満たしていることを確認する。
- (2) 記9に掲げる資格を満たしている参加表明者の中から、記10に掲げる基準に基づき、技術提案書を求める者（以下「提出要請者」という。）として評価点数の上位から選定する。
- (3) (2)の選定の結果は、令和6年2月14日（水）までに電子入札システム（紙により参加表明した場合は、書面）により通知する。

17 非選定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 提出要請者に選定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。
- (2) 質問書の提出期限、場所及び方法
  - ① 提出期限 令和6年2月26日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日の9時00分から17時00分まで。
  - ② 提出場所 記5に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

(3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

① 回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。

② 回答方法 質問回答書を郵送する。

18 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

(1) 記16(3)の通知により技術提案書の提出を求められた者は、技術提案書を提出することができる。

(2) 技術提案書の提出期間、場所及び方法等

① 提出期間 令和6年2月15日（木）から令和6年2月22日（木）（最終日は17時00分まで）

② 提出場所 記5に同じ

③ 提出方法 技術提案書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。  
電子入札における技術提案書の受付票は、技術提案書の受信を確認したものであり内容を確認したものではない。

④ 技術提案書及び技術資料の提出に当たっては、以下の点に留意すること。

(ア) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word (2016形式以降で保存)
- ・Microsoft Excel (2016形式以降で保存)
- ・PDFファイル (AcrobatDC以降で保存)

(イ) 契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記①の期間内に、記5まで持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。この場合、書類とは別に、(ア)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R、DVD-Rのいずれか1枚に保存し、提出すること。

※持参又は郵送で書類を提出する場合においても、技術提案書の提出について（様式）は電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。但し、紙入札として書類を持参又は郵送する場合は、技術提案書の提出について（様式）に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

⑤ 提出部数 1部

(3) 提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

19 技術提案書の特定

(1) 技術提案者が、記9に掲げる資格を満たしているか否かの確認を記18(2)①の提出

期限の日を基準日として行う。

- (2) 記9に掲げる資格を満たしている技術提案者の技術提案書の中から、記11に掲げる基準に基づき、技術提案書を特定する。

なお、当該技術提案書に次ぐ技術提案書を次順位として選定する場合がある。

- (3) (2)の特定の結果は、令和6年3月4日（月）までに電子入札システム（紙により参加表明した場合は、書面）により通知する。

## 20 非特定理由に対する質問書の提出期限、場所及び方法等

- (1) 技術提案書の特定されなかった者は、書面（様式は自由）によりその理由について説明を求めることができる。

### (2) 質問書の提出期限、場所及び方法

①提出期限 令和6年3月13日（水）17時00分まで。ただし、「休日」は受付けない。

②提出場所 記5に同じ

③提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限必着。）により提出するものとする。

### (3) (1)の質問に対する回答期限及び方法

①回答期限 (2)①の提出期限の日の翌日から起算して10日以内に回答する。

②回答方法 質問回答書を郵送する。

## 21 説明書に対する質問書の提出期間、場所及び方法等

- (1) 説明書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

### (2) 質問書の提出期間、場所及び方法

①提出期間 令和6年1月29日（月）から令和6年2月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日の9時00分から17時00分まで（最終日は12時00分まで）。

②提出場所 記5に同じ

③提出方法 書面を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。（電子メールによる場合は、着信を確認すること。）

- (3) (1)の質問に対する回答は、電子メール又は書面により送付する。

①回答期限 令和6年2月20日（火）まで。

## 22 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加表明者及び技術提案者の負担とする。

- (3) 契約保証金 納付

ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (4) 参加表明書又は技術提案書の無効等

- ① 同一の者が単体又は設計共同体の構成員として複数の参加表明書を提出した場合若しくは参加表明者が他の参加表明者の協力設計事務所になっている場合は、当該参加表明書は全て無効とする。
- ② 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とし、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取消す。
- ③ 参加表明書又は技術提案書が次の条件の一に該当する場合は失格となることがある。
  - ア 別紙の「参加表明書作成要領」又は別紙の「技術提案書作成要領」に示された条件に適合しないもの。
  - イ 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの。
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - エ 記載すべき事項以外の内容（参加表明者及び技術提案者の名称を含む。）が記載されているもの。
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記5に同じ
- (8) 参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

ただし、技術提案書を特定した技術提案者の参加表明書及び技術提案書以外は、提出時に返却の希望があったもののみ返却する。

なお、返却を希望する者は、その旨を参加表明書及び技術提案書に記載すること。
- (9) 参加表明書及び技術提案書は、本手続以外に参加表明者及び技術提案者に無断で使用しない。ただし、参加表明書及び技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため必要があるときは、公表することがある。
- (10) 参加表明書及び技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載された担当予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別の理由があると認めた場合を除き変更することはできない。

なお、当該技術者の変更を認めた場合を除き当該技術者を配置できない場合は、提出要請者としての選定及び技術提案書の特定についてはこれを取り消す。
- (12) 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表又は他の目的のために使用することはできない。
- (13) 特定された者の技術提案に盛り込まれた内容のうち、発注者が実施すべきと判断したものについては、特記仕様書に明記することとする。
- (14) 提出要請者の選定及び技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、上記17

(3) 又は20 (3) の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により発注者に対して，再苦情を申し立てることができる。当該再苦情申立てについては名古屋大学入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は，上記5に同じ。

(15) プロポーザル方式の趣旨に鑑み特定された技術提案書の内容が基本設計業務の実施条件になるものではない。



## 設 計 業 務 委 託 契 約 書 (案)

設計業務名 三重大学（高野尾等）研究棟等新営その他設計業務  
業務委託料 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり

発注者 国立大学法人三重大学 学長 伊 藤 正 明 と受注者 〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 との間において、上記の業務について、上記の業務委託料で、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第1条 受注者は、別冊の設計仕様書に基づいて、業務を完了する。

第2条 業務は、受注者の所在地等において実施する。

第3条 業務の着手時期は、令和 年 月 日とする。

第4条 業務の完了期限は、令和6年3月31日とする。

第5条 契約保証金は、金〇〇〇, 〇〇〇円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第6条 業務委託料（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき2回以内に支払うものとする。

第7条 完成通知書は、三重大学施設部施設管理チームに送付するものとする。

第8条 業務委託料の請求書は、三重大学施設部施設企画チームに送付するものとする。

第9条 業務委託料については、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日がその月の15日以前であるときは受理した月の月末に、受理した日がその月の16日以降であるときは翌月の月末に行うものとする。

第10条 別記の設計業務委託契約要項第34第6項、第50条第2項及び第52条第2項の遅延利息率は、「年2.5%」である。

第11条 この契約についての一般的約定事項は、別記の設計業務委託契約要項によるものとする。

第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 三重県津市栗真町屋町1577  
国立大学法人三重大学  
学 長 伊 藤 正 明

受注者 【住所】  
【法人等名】  
【代表者等氏名】 ⑩

## 建築士法第22条の3の3に定める記載事項

対象となる建築物の概要	例) ○○仕様書のとおり
業務の種類、内容及び方法	例) ○○仕様書のとおり

作成する設計図書の種類	例) ○○仕様書のとおり
-------------	--------------

※建築設計業務の場合

工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法	例) ○○仕様書のとおり
-------------------------------------	--------------

※建築工事管理業務の場合

設計（工事監理）に従事することになる建築士・建築整備士	
【氏名】：	
【資格】：（            ）建築士	【登録番号】
【氏名】：	
【資格】：（            ）建築士	【登録番号】
（建築整備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者）	
【氏名】：	
【資格】：（            ）整備士	【登録番号】
（            ）建築士	

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にはその旨記載する。

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
区分（一級、二級、木造）	（            ）建築士事務所
開設者氏名	（法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名）

（注）契約後本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。